



## 適用額明細書の記載要領

- 1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。
- 2 この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 3 この明細書の各欄の記載は、次によります。
  - (1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
  - (2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
  - (3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。
  - (4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置法の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。
  - (5) 「※」欄は、記載しないでください。